

## 入会規程

### 【正会員】

宅地造成及び住宅建設に関する事業を行うもので、本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体。

#### (1)入会資格

##### 『A会員』

- ①近畿2府4県に事業所を有し、過去2年間にわたり不動産業（開発・分譲、流通、賃貸、管理）を営み、正会員の紹介があること。
- ②資本金は1千万円以上とする。
- ③宅地建物取引業法またはその他の法令による行政処分を受けたことがなく、入会後も当協会の対面を汚すような行為をしないこと。
- ④税歴において甚だしい更生決定を受けていないこと。
- ⑤上記入会資格について、理事会において認められた場合はこの限りではない。

##### 『B会員』

- ①A会員が資本金の出資や役員のパ遣等を行っている会社が入会を希望する場合。
- ②宅地建物取引業法またはその他の法令による行政処分を受けたことがなく、入会後も当協会の対面を汚すような行為をしないこと。
- ③税歴において甚だしい更生決定を受けていないこと。
- ④上記入会資格について、理事会において認められた場合はこの限りではない。

##### 『リアルター会員』

- ①近畿2府4県に事業所を有し、過去2年間にわたり流通業を主たる業務として営み、正会員の紹介があること。
- ②宅地建物取引業法またはその他の法令による行政処分を受けたことがなく、入会後も当協会の対面を汚すような行為をしないこと。
- ③税歴において甚だしい更生決定を受けていないこと。
- ④上記入会資格について、理事会において認められた場合はこの限りではない。

#### (2)正会員が利用できる事業内容

##### 『A会員』

- ①協会が実施する事業すべて。

##### 『B会員』

- ①協会が実施する事業すべて。

### 『リアルター会員』

- ① 関住協サロン（経営者懇話会）への参加
- ② 部会並びに地区別情報交換会への参加
- ③ 研修会・講習会・説明会等への参加
- ④ 全住協「全国大会」への参加
- ⑤ 政策要望活動への参加
- ⑥ 経営・業務に役立つ情報・資料の提供
- ⑦ 協会と会員とのジョイント事業（セミナー、イベントの共催、後援等）
- ⑧ 親睦ゴルフコンペ（関住協K・G会）への参加

### (3) 提出書類

- ① 入会申込書（別添様式）
- ② 商業登記簿謄本
- ③ 会社概要書
- ④ 本社の所在を示す図面
- ⑤ パンフレット・チラシ（現在取り扱い中のもの）、その他参考となる資料
- ⑥ 直前2期の決算書

但し、総務委員会の入会審査において認められた場合は不要

### (4) 会費および入会金

#### 『A会員』

- ① 入会金 20万円
- ② 会費 36万円(年間)

#### 『B会員』

- ① 入会金 なし
- ② 会費 15万円(年間)

#### 『リアルター会員』

- ① 入会金 10万円
- ② 会費 12万円(年間)

### (5) 問い合わせ先

協会事務局

電話 06-4963-3669

E-mail info\_kanjukyo@kanjukyo.or.jp